

平成 28 年 6 月 6 日施行
平成 28 年 7 月 4 日改正
平成 29 年 6 月 5 日改正
平成 30 年 3 月 8 日改正
平成 30 年 7 月 27 日改正
令和元年 6 月 10 日改正
令和 2 年 2 月 13 日改正
令和 2 年 6 月 19 日改正
令和 3 年 3 月 15 日改正

静岡県交通基盤部発注工事・業務における I C T 活用の推進に関する試行方針

第 1 I C T 活用を推進する工種

国土交通省における I C T の全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、静岡県交通基盤部発注工事・業務においては、以下のとおり I C T 活用の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める試行要領により実施するものとする。

1-1 I C T 活用を推進する工事

静岡県交通基盤部発注工事における、下記の工種とする。

①土工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 土工」という。）

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、建築土工
- ・港湾土木の土工（補助事業、交付金事業は除く）
- ・作業土工（床掘）

②舗装工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 舗装工」という。）

- ・舗装工、付帯道路工
- ・切削オーバーレイ工

③浚渫工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 浚渫工」という。）

- ・港湾浚渫工

④地盤改良工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 地盤改良工」という。）

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

⑤法面工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 法面工」という。）

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）
- ・吹付法枠工

⑥付帯構造物設置工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 付帯構造物設置工」という。）

- ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
 - ・基礎工（護岸）
 - ・暗渠工、管渠工
 - ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝）
 - ・縁石工
- ⑦基礎工（当該工種のICT活用工事を「ICT基礎工」という。）
 ・基礎捨石工（港湾）
- ⑧ブロック据付工（当該工種のICT活用工事を「ICTブロック据付工」という。）
 ・被覆・根固工、消波工（港湾）

1－2 ICT活用を推進する業務

静岡県交通基盤部発注業務委託における、下記の業務とする。

- ①測量業務
 ・路線測量、現地測量
- ②土木設計業務
 ・道路詳細設計、一般構造物詳細設計、橋梁詳細設計、護岸詳細設計

第2 実施体制

ICTの全面的な活用の推進にあたっては、静岡県交通基盤部が一体となって取り組む体制を整備し、ICTの全面的な活用の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

実施体制を整備するため、交通基盤部建設現場における生産性向上推進会議及びふじのくにi-Construction推進支援協議会を設置する。

第3 ICT活用の推進を図るための措置

3－1 ICT活用工事

3－1－1 一般土木工事（土工・舗装工・地盤改良工・法面工・構造物設置工）

ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを全面的に活用する工事である。

- ①起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

3－1－2 港湾土木工事（浚渫工・基礎工・ブロック据付工）

ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを全面的に活用する工事である。

- ①起工測量
- ②数量計算

- ③ I C T を活用した施工
- ④ 出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

3－1－3 実施手続及び必要な経費の計上

静岡県発注工事においては、原則的に、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、I C T 活用工事の適用対象とすることを明示する。

I C T 活用工事を実施する場合、必要な経費を計上する。

3－1－4 工事成績評定における評価

I C T 活用工事を実施した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。

3－2 I C T 活用業務

3－2－1 3 次元測量

3 次元測量とは、3 次元計測を実施、または、取得済みの 3 次元計測データを活用して実施する測量をいう。

3－2－2 土工の 3 次元設計

土工の 3 次元設計とは、土木設計業務において、I C T 活用を行うために 3 次元設計データを作成する設計をいう。

3－2－3 実施手続及び必要な経費の計上

静岡県発注業務委託においては、原則的に、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、I C T 活用業務の適用対象とすることを明示する。

I C T 活用業務を実施する場合、必要な経費を計上する。

3－2－4 業務成績評定における評価

I C T 活用業務を実施した場合は、業務成績評定において加点評価するものとする。

第4 I C T 活用の推進のための当面の留意点

I C T 活用の推進にあたって、受注者が円滑に I C T を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4－1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

I C T 活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することが I C T 活用の円滑な推進のために必要である。

このため、I C T 活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4－2 研修等の実施

関係者が一体となって I C T 活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。